

E i w a N e w s

確定拠出年金について

令和4年10月
(No. 207)

本誌No. 132で個人型確定拠出年金（iDeCo）の税制面の優遇についてお知らせしましたが、2022年に施行される改正（iDeCoの加入に関する要件緩和等）により、企業型確定拠出年金（企業型DC）の加入者の多くがiDeCoに加入することが可能になり、全員iDeCo時代とも言われています。今回はiDeCoにかかる当該改正内容と、毎年加入者が増加している企業型DCについてご紹介します。

[1] 改正内容(iDeCo)

(1) 2022年4月1日から施行

- ・老齢給付金の受給開始時期の選択肢が拡大されました。【運用期間の拡大】
受給開始時期の上限が70歳 ⇒ 75歳に延長

(2) 2022年5月1日から施行

①加入できる年齢等の要件が拡大し、下記の者が追加されました。【加入可能年齢等の拡大】

- ・会社員・公務員など(国民年金第2号被保険者)で60歳以上65歳未満の方
- ・国民年金に任意加入している60歳以上65歳未満の方
- ・国民年金に任意加入している海外居住の方

②脱退一時金の受給要件の見直し

これまで、iDeCoの中途引出しが例外的に認められていたのは、国民年金の保険料免除者である方に限られていました。また、iDeCo加入者が海外に居住して国民年金被保険者（第1、2、3号）に該当しなくなった場合には、iDeCoに加入することもできず、保険料免除者にも該当することなく中途引出しもできませんでしたが、一定の要件を満たす場合は、脱退一時金を受給できるようになりました。

③制度間の年金資産の移換(ポータビリティ)の改善

終了した確定給付企業年金(DB)からiDeCoへの年金資産の移換が可能となりました。

(3) 2022年10月1日から施行

- ・企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和

これまでは企業型DC加入者のうちiDeCoに加入できたのは、加入を認める労使合意に基づく規約の定めがあり、かつ、事業主掛金の上限を引き下げた企業の従業員に限られていましたが、2022年10月からは原則誰でも加入できるようになりました。ただし、掛金が以下の表の範囲内であることや、マッチング拠出を選択している場合、掛金が年単位拠出である場合は、iDeCoに加入することができません。

	企業型DCのみに加入する場合	企業型DCとDB等の他制度(※)に加入する場合
企業型DCの事業主掛金額	上限月額5.5万円	上限月額2.75万円
iDeCoの掛金額	月額5.5万円 - 各月の企業型DCの事業主掛金額(上限月額2万円)	月額2.75万円 - 各月の企業型DCの事業主掛金額(上限月額1.2万円)

※DB等の他制度とは、DB、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、私立学校教職員共済をいいます。

[2] 企業型確定拠出年金(企業型DC)

(1) 概要

企業型DCとは、掛金を事業主が拠出し、従業員自ら資産運用を行う制度をいい、iDeCoと同様に原則60歳になるまでは引き出せません。

(2) 税制上の優遇措置

① 拠出時

- ・事業主が拠出した掛金：全額損金算入
- ・加入者がマッチング拠出した掛金：全額所得控除(小規模企業共済等掛金控除)

② 運用時

- ・運用益は非課税

③ 給付時

- ・年金として受給：公的年金等控除
- ・一時金として受給：退職所得控除

(3) 企業型DCの拠出の種類

① マッチング拠出

企業が毎月拠出する掛金に、下記金額の範囲内で従業員自身が掛金を上乗せして拠出するものをいいます。

- イ. 事業主掛金 \geq 従業員掛金
- ロ. 事業主掛金 + 従業員掛金 \leq 掛金拠出限度額(月額5.5万円※)

※他の企業年金制度を併用している場合は、月額2.75万円

② 選択制DC

イ. 概要

従業員が自身の給与や退職金などの一部を掛金として拠出するか、従来通り給与等として受取るか選択するものをいいます。

ロ. 掛金拠出を選択した場合の影響

- ・掛金は給与等とみなされないため、所得税・住民税・社会保険料の計算から除かれ、賃上げ促進税制の適用判定においても雇用者給与等支給額には含めません。
- ・期中において役員がDCへの拠出を選択した場合には、定期同額給与の要件を満たさなくなり、役員報酬の一部が損金不算入となる場合があります。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊社事務所までご連絡くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。